北海道知事指定
平成29年度「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」のご案内

平成２９年１０月
主催　一般社団法人北海道建築士事務所協会
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会

～建築士事務所の開設者の皆さん、管理建築士の皆さんへ～

当協会では、建築士事務所の開設者の皆さん及び管理建築士の皆さんを対象とした**「建築士事務所の管理研修会」を開催します。**

この研修会は、北海道知事が「建築士を対象とする講習の指定に関する要綱」に基づき指定した研修会であり、法定団体である当協会が建築士法第２７条の２第７項の規定に基づいて実施するものです。

開設者と管理建築士の皆さんが建築士事務所の管理・運営を適切に進める上で必要な法的な責務や、より役に立つ情報、最新のトピックスについて、建築行政に携わる北海道職員、建築士事務所賠償責任保険の普及を図っている㈲日事連サービス役員、経験豊富な当協会役員が事例を紹介しながら講義を行います。

建築士法の改正により違反に対する罰則が厳しくなっていますので、危機管理の視点からも、特に５年ごとの事務所登録の更新の機会に合わせて受講することをお薦めいたします。

特に、建築士でない開設者の皆さんには、法定講習である建築士定期講習の受講義務がありませんので、建築士事務所の管理・運営について学習する唯一の機会です。是非、受講してください。

※　この研修会は、法定講習（建築士法第２２条の２の規定に基づく「建築士定期講習」及び同法第２４条第２項の規定に基づく「管理建築士講習」）ではありません。

記

１　受講対象者

(1) 道内で業務を行い、又は道内に在住する、次の各号の建築士事務所の開設者及び管理建築士
　①　平成３０年中に建築士事務所の登録を更新する建築士事務所
　②　平成２９年中に新規に建築士事務所の登録をした建築士事務所
　③　この研修会の受講を希望する建築士事務所
(2) 昨年の受講対象者（平成２９年中に登録を更新する建築士事務所及び平成２８年中に新規に登録をした建築士事務所の開設者及び管理建築士）で本研修会未受講の者

２　受講料（テキスト代、消費税を含む。）

当協会会員　１３，０００円　会員以外　１６，０００円
※開設者と管理建築士が異なる場合は、各々に受講料がかかります。

３　受講申込関係書類の配布

当協会のホームページ（http://www.do-kjk.or.jp）からダウンロードできます。また、当協会の各支部でも配布しております。

４　受講申込書の受付

・受付期間　平成２９年８月２８日(月）から開催会場ごとの申込受付期限まで
（ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く。）
・受付場所　事務所登録の手続きをした当協会支部

５　申込方法

(1) 申込受付は、事務所登録の手続をした当協会支部で行い、それ以外の支部では申込受付を行いませんのでご留意ください。
(2) 開催会場ごとに申込受付期限を設定しておりますので、ご留意ください。また、開催会場ごとに定員になり次第、受付を締め切ります。
(3) 「受講申込書」に必要事項を記入の上、受講料を添えて申込ください。
(4) 郵送で申込みする場合は、事務所登録の手続きをした当協会支部に現金書留で送付してください。
また、82円切手を貼った返信用封筒を同封してください。

６　ＣＰＤ認定

本研修会は、建築ＣＰＤ情報提供制度の認定プログラム（特別認定講習）です。

７　テキスト

使用するテキスト「これからの建築士事務所の経営と展望」は、研修会当日に会場で配付します。

８　受講証明書

受講者には、研修会終了後「受講証明書」を交付いたします。

9　開催日、開催会場、定員及び申込受付期限

開催日	開催会場及び所在地	定員	申込受付期限
１０月　３日 （火）	**北海道第二水産ビル　８階会議室** 札幌市中央区北３条西７丁目１番地 TEL011-281-2071	１８０名	受付終了
１０月　６日 （金）	**苫小牧市民会館** 苫小牧市旭町３丁目２番２号　TEL0144-33-7191	６０名	受付終了
１０月１７日 （火）	**北斗市総合文化センター「かなで～る」** 北斗市中野通２丁目１３番１号　TEL0138-74-2000	８０名	１０月６日（金） まで延長
１０月１９日 （木）	**旭川市勤労者福祉総合センター** 旭川市６条通４丁目　TEL0166-23-5577	８０名	１０月６日（金） まで延長
１０月２７日 （金）	**北見市民会館** 北見市常盤町２－１－１０　TEL0157-23-6266	６０名	１０月１３日 （金）まで延長
１１月　１日 （水）	**釧路市生涯学習センター** 釧路市幣舞町４番２８号　TEL0154-41-8181	８０名	１０月１３日 （金）
１１月　７日 （火）	**北海道第二水産ビル　８階会議室** 札幌市中央区北３条西７丁目１番地 TEL011-281-2071	１８０名	１０月１３日 （金）

※　駐車場については、確保できない開催会場がありますので、ご留意願います。
※　昼食については、食堂等がない開催会場がありますので、ご留意願います。

10　研修時間及び研修内容（予定）

研修時間	研修内容	講師
9:30 ～ 9:40	あいさつ、受講説明（10分）	
9:40 ～ 10:20	第１章　建築士事務所の業務と展望（40分）	(一社)北海道建築士事務所協会役員
10:20 ～ 10:30	休憩	
10:30 ～ 11:40	第２章　これからの建築士事務所経営（70分）	(一社)北海道建築士事務所協会役員
11:40 ～ 12:30	昼食休憩	
12:30 ～ 13:40	第３章　建築技術の新しい動向（70分）	(一社)北海道建築士事務所協会役員
13:40 ～ 13:50	休憩	
13:50 ～ 14:50	第４章　トラブル対応とリスク管理（60分）	(有)日事連サービス役職員
14:50 ～ 15:00	休憩	
15:00 ～ 15:30	地域編「建築行政の動向」（30分）	北海道職員
15:30 ～ 15:50	理解度確認チェック　（20分）	
15:50 ～	受講証明書交付	

※　「理解度確認チェック」には筆記用具(ボールペン又は鉛筆)が必要ですので、ご用意ください。
　また、この「理解度確認チェック」は、修了考査と異なり、各自が研修内容を理解する目安ですので、回収は行いません。

建 指 第 ８ ７ ９ 号
平成２９年７月２７日

各建築士事務所　様

北海道建設部住宅局建築指導課長

北海道知事指定『開設者・管理建築士のための「建築士事務所の管理研修会」』
の開催について

建築士事務所の業務に責任をもつ開設者と、建築士事務所を管理し技術的事項を統括する管理建築士は、建築士事務所の運営はもとより、業務委任者に対する責任を負っており、社会変化に応じた最新の法制度や技術等に精通し、その資質を維持向上していくことが求められます。

昨今、不適切な事務所の運営や能力の不十分な建築士による設計が様々な問題を引き起こしている事に鑑み、建築士事務所の業務の適正化や建築士の資質、能力の向上などを目的として、建築士法第２２条の２では建築士事務所に所属する建築士の定期講習受講義務、同法第２４条第２項では建築士事務所の管理建築士になるための講習修了義務が規定されているほか、同法第２７条の２第７項では、建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会の開設者・所属建築士への研修実施義務が規定されており、道では、これらの趣旨を踏まえ、昭和６１年１０月に制定した「建築士を対象とする講習の指定に関する要綱」に基づき、建築物の設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上を図る上で奨励すべきものとして、一般社団法人 北海道建築士事務所協会 が同法第２７条の２第７項の規定に基づき実施する本研修会を知事指定講習として平成２５年６月１４日付けで指定したところです。

また、平成２７年６月２５日には、管理建築士の責務が明確化されるとともに、書面による契約締結の義務化、一括再委託の禁止、所属する建築士の変更の届出義務など設計等の業務の適正化を図るために、改正建築士法が施行されているところでもあります。

つきましては、本研修会は法定講習（管理建築士講習、建築士定期講習など）ではありませんが、建築物の設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上並びに建築士事務所に寄せられている社会的要請に応えるための知識等の習得の機会の一つとして、時節柄何かとご多忙のところと存じますが、是非受講されますようご案内申し上げます。

（建築基準グループ）

建築ＣＰＤ特別認定プログラム

建築士法第２７条の２第７項に基づく
開設者・管理建築士のための
建築士事務所の管理研修会

研修会の趣旨

建築士事務所の業務に責任を持ち契約締結者となる開設者と、建築士事務所を管理し技術的事項を総括する管理建築士は、建築士事務所の運営はもとより業務委託者に対する責任を負っており、社会変化に応じた最新の法制度や技術等に精通し、その資質を維持・向上していくことが求められています。

本研修会は、建築士事務所の管理・運営を適切に進める上で把握しておくべき重要事項を網羅した内容となっており、5年ごとの事務所登録の更新の機会に合わせて受講することで、資質の維持・向上を図り、業務委託者の期待に応えるべく業務の適正化や建築物の質の向上を目指すことを目的としています。

管理建築士にとっては…

所属建築士として「建築士定期講習」の受講が義務付けられていますが、本研修会では管理建築士として要求される建築士事務所の管理に関する事項、および社会情勢の変化に伴って求められる最新知識を学習していただくことになります。

建築士でない開設者にとっては…

法定講習の受講義務がないため、建築士事務所の管理・運営について学ぶ、唯一の機会となります。

法定講習（管理建築士講習・建築士定期講習）との受講イメージ

＜ お問い合わせ・お申し込み先 ＞

一般社団法人 北海道建築士事務所協会

〒060-0042　札幌市中央区大通西5丁目11番地　大五ビル6階

TEL　011-231-3165　/　FAX　011-241-1517

URL　http://www.do-kjk.or.jp

「建築士事務所の管理研修会」受付支部区域一覧

支部名	所在地	電話番号	支部所管区域
札幌	〒060-0042 札幌市中央区大通西5丁目11番地 大五ビル6階	011 -232-2424	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、 当別町、新篠津村
函館	〒040-0036 函館市東雲町5-11 寺井ビル3階	0138 -27-0122	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、 七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町
桧山	〒043-0043 檜山郡江差町本町7 ㈲オオフル建築設計事務所内	0139 -52-1817	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、 せたな町
後志	〒044-0021 虻田郡倶知安町南7条東1丁目 北の杜合同会社 建築設計事務所内	0136 -21-3366	島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、 留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、 泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
小樽	〒047-0024 小樽市花園4丁目1-16 ㈱双葉建築設計事務所内	0134 -32-5211	小樽市
空知	〒068-0048 岩見沢市西川町505-8 ㈱金田設計内	0126 -25-0313	夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、 滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、南幌町、奈井江町、 上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、 新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町
旭川	〒070-0039 旭川市9条通12丁目　ハタケヤマビル6階 建築指導センター内	0166 -22-8894	旭川市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、 愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、 南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町
名寄	〒096-0013 名寄市西3条南10丁目27番地1 ㈱ひのき内	01654 -2-5185	士別市、名寄市、幌加内町、下川町、美深町、音威子府村、 中川町
留萌	〒077-0042 留萌市開運町2丁目6-8 ㈱高田建築設計事務所内	0164 -43-3704	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、 遠別町、天塩町
宗谷	〒097-0001 稚内市末広5丁目5-6 ㈱富田組内	0162 -33-2220	稚内市、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、 豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町
網走	〒093-0042 網走市字潮見58番地16 ㈱北斗建設一級建築士事務所内	0152 -43-1166	網走市、美幌町、斜里町、清里町、小清水町、佐呂間町、 大空町
北見	〒090-0066 北見市花月町18-18 ㈱清和設計事務所内	0157 -61-1131	北見市、津別町、訓子府町、置戸町
紋別	〒094-0021 紋別市大山町2丁目31 ㈲来原測量設計事務所内	0158 -23-5542	紋別市、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町
室蘭	〒052-0022 伊達市梅本町30-29 ㈱菅設計企画内	0142 -23-5681	室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町
苫小牧	〒053-0005 苫小牧市元中野町4丁目3-14 MSCｵﾌｨｽﾋﾞﾙ3階　㈲画建築設計内	0144 -31-5450	苫小牧市、白老町、厚真町、安平町、むかわ町
日高	〒056-0005 日高郡新ひだか町静内こうせい町1丁目9-6 ㈱吉田建設工業内	0146 -42-1372	日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、 新ひだか町
十勝	〒080-0016 帯広市西6条南6丁目3番地 ソネビル5階	0155 -21-6270	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、 清水町、 芽室町、 中札内村、更別村、大樹町、広尾町、 幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
釧路	〒085-0835 釧路市浦見1-2-16	0154 -42-6388	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、 鶴居村、白糠町
根室	〒086-1075 標津郡中標津町東35条北4丁目4 第一宅建設計㈱内	0153 -73-3702	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町